

農業活性化プラン

特産品づくりの位置づけは？



早川 康生 議員

答

地域資源を活用した成長産業に位置づける



新規就農を目指す
みなさん

問

平成21年に市農政の指針となる「高島の農業活性化プラン」が策定された。今年度その見直しを計画されているが、どのような方向で策定されるのかを問う。その中で、特産品づくりはどの位置づけられるのか。

答

農林水産部長

国の「食料・農業・農村基本計画」および県の「しがの農業・水産業新戦略プラン」を踏まえ、計画の見直しを行っていきます。

高島の農業を支えるためには、農業者の高齢化、担い手不足を解消することが大きな課題です。新規就農を考えている若者への支援継続や、女性の農業への進出、団塊の世代に営農への参加を求める等、青年就農給付金や経営体育成への支援、経営所得安定対策の推進に取り組むことが必要です。さらに、環境保全型農業への支援、特産品認証制度の更なる周知、より実践的な講座の開催や技術指導研修も必要です。

また特産品づくりは、地域資源を活用した産業の中心核である農林水産業の成長産業化を目指す一つの目標として位置づけます。

問



平成27年度から平成29年度の高島市行財政改革推進計画の中で、「地域農業支援窓口のワンストップ化」が示されており、「本市の農業振興を担うJA等の生産者団体、行政、農業関係機関が協力して、農業センター機能や農業再生協議会機能

答

農林水産部長

を1カ所に集約し、地域農業の総合的な支援体制を構築します」とあるが、どのようにして地域農業の総合的な支援をするのか。

農業センターにおいては、地域農業の活性化を図る中枢機構として、農地の利用集積や耕作放棄地の再生利用等を目的とした農業再生協議会、そして、農地の貸し借りを進め、規模拡大と農地の集約化や連担化を図って生産性を高めるための農地中間管理機構を合わせ、ワンストップサービスができる体制をつくり、行政が主導的な立場となつて、農業者の所得の安定・向上に努めます。

その他の質問

●建設産業の健全な発展（品確法等の改正）